

その水中銃、 許可を受けていますか？



水中銃（もり銃）の所持には

事前許可

が必要です



漁業などの用途で使用する水中銃（もり銃）は、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号により、**都道府県公安委員会の所持許可**が必要です。
許可なく所持した場合、法令違反となるおそれがあります。

許可が必要な水中銃（もり銃）



金属性のもり（矢）を
発射する銃



許可なく所持すると、
法令違反となるおそれがあります。

規制の対象外となるもの

ゴム式の水銃



ゴムの力で発射するタイプは
規制の対象外です。

発射威力が
3.5ジュール未満のもの



発射威力が3.5ジュール未満の
ものは規制の対象外です。

※発射威力の測定には方法があります。



守っていただきたいこと

- ☒ 所有する前に、公安委員会の許可を取得しましょう
- ☒ 用途に応じた適切な使用と保管を行いましょう
- ☒ 法令を理解し、安全に利用しましょう

ルールを守って
安全・安心な
海をつくりましょう！



法令の根拠

銃砲刀剣類所持等取締法 第4条第1項第2号
漁業等の産業又はその他の事業のために供する目的で
銃砲を所持しようとする者は、都道府県公安委員会の
許可を受けなければならない。

お問い合わせ

最寄りの警察署 生活安全課

詳しくは、窓口または県警察ホームページでご確認ください。

